

質 問 書

2022 年 12 月 5 日

「ブータン国政府のデジタル技術及びデータ利活用能力強化プロジェクト」

(公示日:2022 年 11 月 24 日／調達管理番号:22a00694)について、質問と回答は以下の通りです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	P8 第 2 条 プロジェクト の背景	GNH を算出した際の国民の回答の生データ (11,600 人分のデータ)は事業開始後に入手可能 なのでしょうか。	入手可能性は高いと考えていますが、案件開始後に National Statistical Bureau へ依頼・調整が必要となります。
2	P10 第 3 条 プロジェクト の概要 (3)成果 <活動4[構 築]>4.2	「4.2. データセキュリティの観点で保険データ連 携基盤をレビュー」とありますが、ここは「保険デ ータ」でしょうか？それとも、誤記で正しくは、「保 健データ」でしょうか？	ご指摘のとおり、「保健データ」が正となります。
3	P13 図表1: デジタルヘル スプラット フォーム概 要	ePIS、NDI(National Digital Identity)と本システ ムとの連携については、ePIS、NDI 側の改修が 発生する場合も想定されますが、現時点では詳 細不明のため、今回の見積の対象外とする整理 でもよいでしょうか。	ePIS、NDI 側との連携に係る検討工数については見積りに含めてくださ い。ePIS、NDI 側の改修については、それぞれ別のプロジェクトが検討・対 応がされる想定ですので、プロポーザルにおける見積り対象外で問題ござ いませぬ。
4	P13 図表1: デジタルヘル スプラット フォーム概	一つの医療機関が Medical Bank と Health Bank(健康診断)それぞれにデータを提供するこ とが想定されますが、医療機関を一意に決める施 設コードはありますか？	Medical Bank(ePIS)は医療機関間の連携システムであり、一意の施設コ ードは存在すると想定されますが未確認です。コードの詳細および管理機 能の棲み分けについては案件開始後に保健省および委託先の ePIS チー ム側との確認・調整が必要となります。

	要	(医療機関の管理機能が本件に含まれるかの確認になります)	
5	P13 図表1: デジタルヘルスプラットフォーム概要	GDC(政府データセンター)をインフラとした全システム構築またはストレージやバックアップとしての一部利用は可能な選択肢でしょうか。 インフラの仕様(受入可能なデータ量や可用性や性能のサービスレベル定義)はありますでしょうか。	GDC をインフラとして利用する可能性も含め、案件開始後にブータン情報通信省と協議が必要となります。また案件開始後に本契約コンサルタントから、(必要に応じ NDA 等を締結の上)インフラ仕様等の情報共有を依頼・調整する形を想定しております。
6	P14 (3) デジタルヘルスプラットフォームの構成要 - Bio Bank	配布資料より Bio Bank はスコープが今後の方向性判断次第と理解しましたが、冷凍貯蔵施設やロジスティクスの整備等設備は現時点で見積対象外とし、第 1 期にて必要性和範囲に応じた見積を行う整理としてよいでしょうか。	今後の方向性次第である点をご理解の通りであり、また本プロジェクトにおいて本格的な冷凍貯蔵施設やロジスティクスの整備といった大規模投資のコストと、得られるメリットを比較の上、ブータンにとって適正規模の実装を想定しております。 ブータンにおいて適正規模の Bio Bank を検討し、またその仮説の有効性を検証するため実証事業を行うことを想定しておりますので、その一連の活動工数や必要な機材などは想定として見積りに含んで下さい。なお、第 1 期の検討結果に応じ、第 2 期の契約において変更する可能性があります。
7	P14 (3) デジタルヘルスプラットフォームの構成要 - Household Bank	ハウスホールドバンクに過去データの打ち込み等による初期移行は必要でしょうか。	Household Bank の過去データの扱いにおいては、基本的に本契約のコンサルタントによる支援は既にデータ化された分の整理・格納を想定しており、現時点では過去の紙情報のデータ打ち込み等は想定しておりません。

8	P14 (3) デジタルヘルスプラットフォームの構成要素 (一例として Household Bank)	<p>(3) デジタルヘルスプラットフォームの構成要素のなかで使われる「データ」という用語は、「デジタル化されたデータ」と考えて良いでしょうか？それとも紙ベースのものもあるのでしょうか？</p> <p>一例としてですが、P14 の Household Bank について以下の記載がありますが、紙のデータをデジタル化するところからデータベース構築をするのか否かで工数が変わると思ます(なお、下記は一例であり、本ご質問の意図はデジタルヘルスプラットフォームの構成要素すべてにかかるものになります)。</p> <p>「先方は既に国勢調査、世帯調査等のデータを有しているがシステム化はされておらず、他システムと連携した形でのデータベース構築を支援する。」</p>	<p>ご理解の通り、デジタル化されたデータを想定しております。現状紙で運用されている業務フローについては、今後デジタル化を進めることを想定し、先方との検討およびシステムの設計・構築を行う想定です。</p>
9	P15 (4) プロジェクト実施体制 (日本側)	<p>長期専門家として派遣される方にはどのような専門性を求める予定でしょうか。主に保健政策なのでしょう、デジタル政策なのでしょう、両方を有する方なのでしょう。</p>	<p>保健領域をメインとしつつ、デジタルヘルス(主にサービス・アプリレイヤー)に係る知見を有する人材を想定しております。</p>
10	P16 (6) Subcommittee の運営	<p>「有識者委員会については、JICA ガバナンス・平和構築部が主となり手続き等を実施するが、コンサルタントは事務局機能を支援する」との記載がありますが、有識者委員への謝金や交通費の支給は貴機構が処理され、</p>	<p>コンサルタント側では見積り不要です。</p>

		<p>コンサルタント側は見積り不要という理解でよろしいでしょうか。見積りを必要とする場合、定額計上とするのでしょうか。そうでない場合は、貴機構謝金単価等に準じてお支払いという形になるかと思っておりますので、単価基準と回数を目安をお示しいただけると幸いです。</p>	
1 1	P16 (6) Subcommittee の設置・運営	<p>Subcommittee の運営回数は年何回を想定していますでしょうか。</p>	<p>運営回数に指定はございませんので、各テーマにおいて何回程度実施が必要か想定でプロポーザルの中でご提案下さい。また、プロジェクト期間常に稼働する必要も無く、検討テーマが無くなれば解散(別のテーマに注力)することも想定しております。</p>
1 2	P16 (6) Subcommittee の設置・運営	<p>日本側にも有識者委員会を設定するとありますが、日本側の有識者委員会は Subcommittee と同時開催を想定されてますでしょうか。</p>	<p>Subcommittee に対し、必要に応じ日本人有識者が原則オンラインで参画する形で、同時開催することを想定しております。</p>
1 3	P18-19 第6条 実施方針及び留意事項 (10) プロジェクトのフェーズ及び契約の期分	<p>「第1期の終了時点(2023年8月)において、第2期契約の業務内容の変更の有無等について発注者が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする」とありますが、第1期、第2期の合計で当初予定の112人月を超えることあるのでしょうか？</p>	<p>本件は検討の不確実性を考慮し、予算内での活動・予算配分に柔軟性を持たせる意図で期分けを設定しておりますので、第1期での検討結果に応じ人月に予算を振り分ける等で増減することを想定しており、112人月は業務量の上限とお考えください。従い、1期の検討結果により、第2期の人月配分が異なってくることが予想され、第2期分の業務量を現時点で確約するものではありません。</p>
1 4	P19 第6条 実施方針及び留意事項 (11) 保健データ収集	<p>特記仕様書案には、既存の健診制度(妊婦健診、小学生向け健診、高齢者健診)を活用し、その対象及び健診項目・頻度を拡充させてゆく形で、ブータン側の既存オペレーションに沿い負荷の少ない形でのデータ収集方法を検討するとあります。</p>	<p>オペレーションとしての持続可能性や長期的な蓄積データの価値を考慮し、現時点ではブータンにおいて既に存在する健診で得られるデータのデジタル化を想定しております。その延長線上として検査項目・頻度を拡充させることも選択肢の一つと想定しておりますが、他の選択肢を排除するものではありません。</p>

	の方法	<p>既存の健診実施ソースから既存 PHR を取得、もしくは健診以外のリソースから PHR を取得することを検討することは理解しているが、本プロジェクトでは、検診項目・頻度を「拡充させる」ことも求められますでしょうか。</p> <p>健診の拡充まで求められるのは、また別の労力が必要でこれだけで技プロにもなり得るようなことなので一応伺いたい次第です。</p>	<p>必要な保健データを取得する上で、データ精度・効率性・オペレーションとしての持続可能性等を考慮し、健診および他の方法と比較の上ご提案下さい。</p>
15	P19 第6条 実施方針及び留意事項 (14) システム開発環境	<p>「本プロジェクトで構築するシステムは…クラウド環境での実装が想定されるもの基本計画策定調査時点で政府方針は具体化されていない。」と書かれています。仮にオンプレミスで構築することが決まった場合、機器設置場所、電源、インターネットやイントラネット回線、設置場所への物理セキュリティや空調の提供は現地政府側で行われると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>クラウド環境以外になった場合の設備等の負担については、第1期にてに先方と協議・決定の上、第2期の契約に含める可能性ががあります。</p>
16	P21 0.2 合同調整委員会(JCC)の開催	<p>JCC の開催はオフライン、オンライン、ハイブリッドのいずれの形式での開催を想定されていますでしょうか。</p>	<p>(感染症流行等やむを得ない事象の発生を除き)業務主任者および主要なメンバーについては原則オフラインで先方との協議を想定しております。その上で、オンラインで参加するメンバーがいる場合はハイブリッドでも問題ございません。</p>
17	P21 第7条 業務の内容 0.3 有識者委員会の立ち上げ・運営支援	<p>日本や第三国の人材等、ブータン政府関係者以外が参加する場合、見積計上しても良いのでしょうか。</p>	<p>有識者委員への謝金や交通費の支給はJICAが規定に基づき処理する想定ですので、コンサルタント側では見積り不要です。</p>

1 8	P21 0.3. 有識者委員会の立ち上げ・運営支援	最終的な国内支援委員は各 Subcommittee 最大 5 名程度を想定するが」とありますが、ここでいう「国内」とはブータン側のことを指しますでしょうか。日本側の有識者委員会は何名程度の参加を想定されてますでしょうか。	ここで言う国内は日本側を想定しております。日本側の有識者委員会は 10 名以下を想定していますが変動の可能性がります。
1 9	P21 0.3. 有識者委員会の立ち上げ・運営支援	候補者自体はそれ以上の人数をロングリストとしてノミネートし、その後 JICA および Project Steering Committee と協議の上、10 名以下のショートリストとし、打診の上で候補者側の意向も踏まえ最終的に確定するプロセスを想定。」とありますが、ロングリストという関係上、事前に提案書に記載する旨を候補者の方から得ることは困難と思料します。ロングリスト案については、事前に提案書に氏名を掲載する旨、候補者に了承を得なくてもよいということよろしいでしょうか。	事前の了承があることは望ましいですが、プロポーザル時点で必須ではなく、仮で構いません。特に著名・多忙な人物を想定する場合には、その実現可能性を高めるためのアプローチ等についてもプロポーザルにおいて記載下さい。
2 0	P23 第 7 条 業務の内容 1.2. データ利活用法規制に係る他 国ベンチマークに照らしたブータンの現状分析	「米国や欧州における法規制の事例を調査し、またデジタルヘルスプラットフォームで想定されるデータの二次利用、及び今後の技術の発展やデータ利活用範囲の拡大を想定しつつ、あるべき法規制及びブータン政府における運用体制確保が必要かを検討する」の後に、「JICA が別途契約予定のデータ関連法規制のコンサルタントが主に検討を実施し、本契約のコンサルタントはその検討推進及び検討結果を踏まえた先方政府内のコミュニケーション促進の面で支援を行う」とあります。「米国や欧州における法規制の事例の調査」は本	データ関連法規制のコンサルタントが実施する想定です。

		業務受託コンサルタントの TOR でしょうか？それとも、データ関連法規制のコンサルタントの TOR でしょうか？	
2 1	P23 1.2. データ利活用 法規制に係る 他国ベンチ マークに照ら したブータ ンの現状分 析	データの 2 次利用に関する米国や欧州の事例調査やあるべき法規制、運用体制の検討は別途契約予定のコンサルタントが実施されるとのことですが、どのタイミングで調査結果がでてくる予定でしょうか。	現時点では未定ですが、第 1 期の後半を想定しております。
2 2	P23 1.2. デ ータ利活用 法規制に係 る他国ベン チマークに 照らしたブ ータンの現 状分析	データ関連法規制のコンサルタントはどのような人材を想定していますか。弁護士事務所などを想定しているのでしょうか。「本契約のコンサルタントが先方政府内のコミュニケーション促進の面で支援を行う」とありますが、具体的な支援の内容としてどのようなものを想定されていますか。先方政府とのコミュニケーションは当該コンサルタントが実施するのでしょうか。それとも本契約のコンサルタントがデータ関連法規制のコンサルタントに代わって実施するのでしょうか。	弁護士事務所およびそれに準ずる能力を持つ人材を想定しておりますが、公共調達を経るため、その結果に左右されます。 活動内容詳細は今後公示予定の仕様書をご参照頂ければと存じますが、本プロジェクトにおいて構築するデジタルヘルスプラットフォームに関連する法規制面での検討を、関係省庁の法規制部門と実施する想定です。 本契約のコンサルタントは、検討過程における Subcommittee 運営面での支援や、検討結果に基づき法規制部門を除く先方側ステークホルダーへの説明や意識統一、システム・サービス仕様への落とし込み等を実施する想定です。
2 3	P23 第 7 条 業務の内容 1.4 保健医 療セクター における既 存システ ム	保健医療セクターにおける既存システムや共通機能の関連システムについて仕様書を確認、技術面での精査を行う」と書かれていますが、仕様書の確認に加えて、システム構築に関与した技術者または、システムの仕様を理解している技術者に対して、システムの仕様に関するインタビューを	案件開始後にブータン情報通信省を通じた調整が必要ですが、必要に応じた情報開示や人材へのインタビューは可能と想定しております。

	(ePIS 、HMIS 、DHIS2 等)、共通機能(データハブや国民 ID 等)、及びその他の関連する技術上の基準のレビュー及び評価	行うことは可能と考えて宜しいでしょうか。	
2 4	P24 第7条 業務の内容 1.7 ブータンの保健データ利活用に係る現状及び課題・可能性の整理	「National Data Hub:第1期において、本プロジェクトで構想しているデジタルヘルスプラットフォームの実現に必要な機能を備えているかを検証する。」、「National ID:具体的な連携方法等を確認する。」と書かれていますが、検証作業や連携方法の確認作業において、National Data Hub と National ID に関連するシステム設計書(仕様書)の閲覧は可能と考えて宜しいでしょうか。また、システム構築に関与した技術者または、システムの仕様を理解している技術者に対して、システムの仕様に関するインタビューを行うことは可能と考えて宜しいでしょうか。	案件開始後にブータン情報通信省を通じた調整が必要ですが、必要に応じた情報開示や人材へのインタビューは可能と想定しております。
2 5	P30 3.7 保健データ連携基盤の機	ビジネスコンテスト形式のイベントの開催費も見積に含める必要はありますでしょうか？かなり金額に差が出てくると思います。	イベント開催費も含んでご提案下さい。但し、オフラインでのイベントとして、あまり大規模なものは想定しておりません。

	能実証に係る複数ユーザーのパイロット活動実施		
26	P30 第7条 業務の内容 3.7 保健データ連携基盤の機能実証に係るユーザーのパイロット活動実施	「パイロット事業実施にあたる外部資源の動員」とありますが、以外と言う意味でしょうか。	「プロジェクトメンバー以外と言う意味でしょうか。」というご質問と推察致します。 ここで言う外部資源は、民間企業や学術機関等、JICA・ブータン政府関係者・コンサルタント以外の組織・人材を意味しております。
27	P30 第7条 業務の内容 3.7 保健データ連携基盤の機能実証に係るユーザーのパイロット活動実施	1件上限700万円とありますが、ここに民間企業の人件費は入るでしょうか。または旅費や機材の経費等でしょうか。	総額700万円を想定しており、旅費・機材のほか、人件費も含めることは可能です。
28	P30 3.7 保健データ連携基盤の機能実証に係	当該頁ではパイロット活動の件数について計5件との記載がありますが、「P41 (3) 定額計上について」においては、パイロット件数が3件となっております。いずれが正しいか、ご教示いただけま	5件が正となります。

	る複数ユーザーのパイロット活動実施	すと幸いです。	
29	P31 第7条 業務の内容 4.2. データセキュリティの観点で保健データ連携基盤をレビュー	データの格納及びそのセキュリティについて「政府のセキュリティガイドラインに沿っていること」と記載されていますが、配布資料「ePISに関する質疑応答結果のまとめ」では、「MoHには情報セキュリティポリシーやガイドラインは現状存在しない」と記載されています。この場合、脚注に記載されている「 https://www.dit.gov.bt/sites/default/files/egovPolicy.pdf の5.4節」を政府のセキュリティガイドラインとして活動4.2を行うと考えて宜しいでしょうか。	e-Governance Policy を含む、情報通信省側で設定されている各種規定を確認し、その内容に沿った検討の実施を想定しております。
30	P31 第7条 業務の内容 4.3. 保健データ連携基盤の本格開発・実装	デジタルヘルスプラットフォームの開発において、すでに実装されているもしくは構築中である「National Data Hub」、「National ID」や「ePIS」との連携テストや連携開始に伴う設定変更が生じる可能性があります。その場合、「National Data Hub」、「National ID」や「ePIS」側に必要な作業は現地政府により、または現地政府が契約するシステム開発業者により行われると考えて宜しいでしょうか。	原則としてはご理解の方針で進める考えですが、第1期の検討に応じどの程度設定変更が発生するかによって、ブータン政府側と協議して決める必要があります。全ての改変をブータン政府側で予算手当が困難な場合、本契約の第2期においてはその優先度に応じて変更分の開発費用を負担する可能性があります。原則としては現地政府が契約する現行のシステム開発業者に委託する想定です。 なお、本プロジェクトの方が後発の検討であるため、先行プロジェクトの仕様を踏まえて可能な限り合わせてゆく方針とします。

3 1	<p>P12 および P30 および P31 第 6 条 実施方針及 び留意事項 (3) デジタ ルヘルスプ ラットフォー ムの構成要 素 および 3.7. 保健デ ータ連携基 盤の機能実 証に係る複 数ユースケ ースのパイ ロット活動実 施 および 4.3. 保健デ ータ連携基 盤の本格開 発・実装</p>	<p>本番開発やパイロット活動のためのシステム開発 (アプリ開発やデバイス+サービスの提供含む)を 再委託契約とする場合、当法人(JV を組む場合、 JV 構成員や補強要員が所属する法人を含む)の グループ企業や資本関係のある企業への再委託 は可能でしょうか？ さらには、JV 構成員や補強要員が所属する法人 への再委託は可能でしょうか？ 具体的には、再委託先として JV 構成員となる企 業や補強要員が所属する法人そのものや、ブー タンの周辺国にあるグループ企業や子会社へ再 委託することを想定してのご質問です。</p>	<p>再委託は第三者に業務の一部を委託するものであることから、再委託先 (軽微な再委託を含む)に、共同企業体構成員、補強団員の所属先を選定 することはできません(業務従事者の所属先は「第三者」とはみなせない ため)。尚応募企業の関連企業やグループ会社に再委託することは可能 ですが、選定にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契 約ガイドライン」に基づいて適切に選定ください(4ページに関連の記載あ り)。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000kzw94-att/ent_202210_guide.pdf</p>
3 2	<p>P12 および P31 第 6 条 実施方針及</p>	<p>P12に「本プロジェクトでは以下の Medical Bank・ Health Bank・Bio Bank・Household Bank(以下、 「4 バンク」)及び National Data Hub・National ID</p>	<p>システム構築の再委託は可能です。現時点では本プロジェクト後の持続性 を考慮し現地企業への再委託を想定しております。 仮に第 1 期の検討を通じ、第三国・日本企業の方が能力・コスト・持続性等</p>

<p>び留意事項 (3) デジタルヘルスプラットフォームの構成要素 および 4.3. 保健データ連携基盤の本格開発・実装</p>	<p>の要素から成る「デジタルヘルスプラットフォーム」について、設計・構築・一部保守運用を行うことを想定する」、P31に「最終的なシステム仕様を確定させ、本番開発を実施する。」とあります。 システム構築は再委託契約可能でしょうか？ また、可能な場合、現地企業、第三国企業、日本企業のいずれにも再委託可能でしょうか？</p>	<p>の観点で優位とされる場合は、第2期の契約時に協議・確認する事項となります。</p>
<p>3 3 P12 および P31 および P41 第6条 実施方針及び留意事項 (3) デジタルヘルスプラットフォームの構成要素 および 4.3. 保健データ連携基盤の本格開発・実装 および</p>	<p>P12に「本プロジェクトでは以下の Medical Bank・Health Bank・Bio Bank・Household Bank(以下、「4 バンク」)及び National Data Hub・National ID の要素から成る「デジタルヘルスプラットフォーム」について、設計・構築・一部保守運用を行うことを想定する」、P31に「最終的なシステム仕様を確定させ、本番開発を実施する。」とあります。 システム構築は再委託契約可能と考えますが、P41 の定額計上には、「本番開発」のための費用は含まれていないと理解しています。 再委託契約費は、コンサル側で見積もって見積りに計上することが求められていますか？ その場合、要件定義がない状態で本番システムの開発費を見積もりすることが困難なため、定額計上として、JICA より金額を提示して頂けないでしょうか？</p>	<p>他事例等での知見に基づく想定 of 解像度・自社で保有する人材の能力・体制の厚さ・再委託先等とのネットワークに基づく体制構築等は、各社の状況に応じて変わるものと想定されるため、JICAから指定および定額計上としない方針としております。 またプロポーザル提出時点に一定の条件を想定した上で再委託分を含んで別見積りとして仮の見積額を算出下さい。プロポーザルでは積算の考え方を示して頂き、システム開発分の金額については、技術評価の参考としますが、見積金額そのものを契約開始後の目安とはせず、第1期にて実施する要件定義を踏まえた概算を改めて算出することとします。 なお、受注した場合でもプロポーザルにて仮で提案されたスコープ・活動・金額をJICAがコミットするものではなく、第1期の検討を通じて金額を含め確定する想定です。</p>

	P41(3)定額計上について		
3 4	P38 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	業務対象国の現地法人への再委託を認めるとのことですが、現地へのトレーニングという観点からローカルコンサルタントへの再委託が好ましいということでしょうか。その場合、業務を任せられるローカルコンサルタントをご紹介いただけるのでしょうか。	現地へのトレーニングという観点からローカルコンサルタントへの再委託が好ましいという点、ご理解の通りです。なお、再委託先の選定はガイドラインに則り公平性をもって選定されるものであり、候補先の紹介をJICAが行うものではありません。
3 5	P39 (5) 対象国の便宜供与	「なお、詳細については、R/Dを参照願います。」とありますが、配布資料に R/D が含まれていません。R/Dを共有頂くことは可能でしょうか。	R/D をお送りしますので、ご希望の社は 代表アドレス gpgsd@jica.go.jp までご連絡ください。
3 6	P41 6) その他	本邦招への渡航費・宿泊費を見積もる必要はあるのでしょうか。見積もる必要がある場合、別見積になるのでしょうか。また、渡航費を積算する場合、飛行機のクラスはどのクラスで積算するのでしょうか。	渡航費および宿泊費は JICA 予算にて負担予定ですので、見積りは不要です。
3 7	P41 (3) 定額計上について	「1.ヘルスサービス PoC(アプリ)」は「3.4 ユーザが保健データを効率的に入力するためのデジタルヘルスデバイスの試行」および「3.7 保健データ連携基盤の機能実証に係る複数ユースケースのパイロット活動実施」に紐づく現地再委託業務であり、 「2.ヘルスサービス PoC(デバイス +サービス)」は「3.5 データを活用したデジタルヘルスサービスの試行設計」および「3.7 保健データ連携基盤の機能実証に係る複数ユースケースのパイロット活動実施」に紐づく現地再委託業務であるという	「1.ヘルスサービス PoC(アプリ)」および 「2.ヘルスサービス PoC(デバイス +サービス)」は、いずれも「3.5 データを活用したデジタルヘルスサービスの試行設計」および「3.7 保健データ連携基盤の機能実証に係る複数ユースケースのパイロット活動実施」に紐づく再委託業務(現地・国内再委託を含む)との想定です。 ヘルスデバイス機材購入は「3.4 ユーザが保健データを効率的に入力するためのデジタルヘルスデバイスの試行」に紐づく機材費の想定です。 上記以外の現地の再委託を認める「3.1 保健データ連携基盤の一部試行開発」および「4.3 保健データ連携基盤の本格開発・実装」については、再委託を提案する場合は、別途見積もり計上が必要となる点、ご理解の通りです。

		<p>認識でよいでしょうか。</p> <p>上記以外の現地の再委託を認める「3.1 保健データ連携基盤の一部試行開発」および「4.3 保健データ連携基盤の本格開発・実装」については、現地再委託を提案する場合は、別途見積もり計上が必要となる認識でよいでしょうか。</p>	
38	P41 (3) 定額計上について	<p>ヘルスサービス PoC(アプリ)やヘルスサービス PoC(デバイス+サービス)の現地再委託費はどのような根拠で見積もったのでしょうか。再委託先がこの金額では難しいとなった場合に、増額の余地はあるのでしょうか。</p>	<p>他案件におけるPoC実施事例に基づき想定で積算しております。第 2 期の契約交渉時に予算配分を変更する可能性はあります。</p>
39	P41 (3) 定額計上について	<p>No1.の「アプリ」と No.2 の「サービス」の違いをご教示いただけますと幸いです。(サービスを提供するのがアプリであり、両者は同一という理解も可能かと思えます。)</p>	<p>サービスはアプリだけでなく他のフィジカルな要素等も含む概念との理解です。アプリのみでサービス提供が可能で他の要素が無い場合、同一の定義となり得ると考えます。</p>
40	P41 (3) 定額計上について	<p>No2.にも No.3 にも「デバイス」という言葉が出てきます。No2.におけるデバイスは活動 3.7.に係るものであり、No3.におけるデバイスとは活動 3.4.に係るものと理解しましたが、差し支えないでしょうか。</p>	<p>「1.ヘルスサービス PoC(アプリ)」および「2.ヘルスサービス PoC(デバイス +サービス)」は、いずれも「3.5 データを活用したデジタルヘルスサービスの試行設計」および「3.7 保健データ連携基盤の機能実証に係る複数ユースケースのパイロット活動実施」に紐づく再委託業務(現地・国内再委託を含む)との想定です。</p> <p>ヘルスデバイス機材購入は「3.4 ユーザが保健データを効率的に入力するためのデジタルヘルスデバイスの試行」に紐づく機材費の想定です。</p>
41	P41 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作	<p>ヘルスデバイス機材購入に 500 万円が計上可能ですが、第 7 条 3.7 パイロット活動において必要な資機材とは別と考えて良いでしょうか。</p>	<p>別のものをご理解下さい。</p>

	成にかかる 留意事項 (3) 定額計 上について		
4 2	配布資料 P18 基本計 画策定調査 報告書	ブータン国内に ICT 業者は 19 社とのことですが、DHI 社はその企業名までも列挙できる感じであったでしょうか。※他国の経験ですが、大手企業が把握していないだけで、実際は優秀な業者であるケースがあるので。	基本計画策定調査において、企業名の入ったリストが存在していることは確認しておりますが、内容の妥当性がリストに含まれないその他の企業の可能性については案件開始後に要検討となります。
4 3	配布資料 P19 基本計 画策定調査 報告書	Annual Health Bulletin 2022 の生データは事業開始後に入手可能なのでしょうか。	入手可能性は高いと考えていますが、案件開始後にブータン政府と調整が必要となります。
4 4	全体 (一例とし て、 P14 第 6 条 実施方針及 び留意事項 (3) デジタ ルヘルスプ ラットフォー ムの構成要 素 Bio Bank 及び 1.7. ブータ	「(3) デジタルヘルスプラットフォームの構成要素」の記載をみると、スコープの詳細は詳細計画策定調査フェーズにおいて決定するものと理解できますが、スコープによって工数の増減が行われるのでしょうか？ 【工数減の可能性】 一例としてですが、Bio Bank については、「少なくとも本プロジェクトで構築に着手することが求められる」、「持続可能な形での運営が可能かなどを検討する」、「詳細計画策定調査フェーズにおいて、上記を先方及び日本/第三国の有識者とも検討の上、本プロジェクトにおける具体的なスコープを具体化し、その範囲において技術協カフェ	ご理解の通りです。質問 13 番の回答を参照ください。 また、例として頂いた Bio Bank については、ブータンとして目指したい Bio Bank のレベル・規模と現状の人材や体制にギャップが存在する場合、人材・体制を含むロードマップを検討し、本プロジェクトでは実現可能な規模で検討する、といった考え方が想定されます。Bio Bank 構築に係る工数をプロポーザル時点で積算している場合、仮に構築しないとなれば第 2 期の契約時にその分は削減されることになると想定されます。 National Data Hub については、質問 30 番の回答を参照ください。

	<p>ンの保健データ利活用に係る現状及び課題・可能性の整理の National Data Hub</p>	<p>ーズにおいて設計・構築する」と記載があります。もし、詳細計画策定調査フェーズにおいて、ブータンの現状から Bio Bank を構築してもそれを活用・運営・維持管理していける人材や体制が不十分である、という結論になることも想定範囲内でしょうか？</p> <p>また、上記の場合や、設計はするが構築はしないという結論になった場合は、契約時の工数から削減されることになるのでしょうか？</p> <p>【工数増の可能性】 P25 の 1.7. ブータンの保健データ利活用に係る現状及び課題・可能性の整理の National Data Hub について、「基本的には追加要件はブータン政府側にて負担・開発することを想定するが、開発コスト・期間およびその他の観点で本プロジェクト目標を達成する上での優先度が高い場合、本案件での支援可能性も検討し、技術協力フェーズにおける活動と支援範囲を提案し、関係者と合意形成を図る。」とありますが、本案件での支援をするために工数を追加する必要がある場合、工数の追加が認められるのでしょうか？</p>	
<p>4 5</p>		<p>ワークパーミットや査証の取得に関する記載が企画競争説明書の中で見当たりませんでした。これらの取得の際は、貴機構を窓口として手続きすると考えてよろしいでしょうか？また、右に要する経費は、コンサルタント等契約における 経理処理ガ</p>	<p>査証等の手続きはSTI・DX室およびブータン事務所の方で調整・手配する想定です。なお、ブータン政府との合意文書に基づく事業従事者については CP が SDF を負担、又は「短期労働承認」を取得すれば SDF 対象外となるため積算は不要です。</p>

		イドラインに則り、「その他原価」からの支出となりますでしょうか。	
4 6	P14 Household Bank	Hosehold データは、「先方は国勢調査、世帯調査等のデータを有しているがシステム化はされておらず」と記載があるが、これらのシステム化されていないデータについて、Household Bank の構築後にデータの入力作業が発生すると思うが、受注側は入力方法をブータン国政府へ説明し、入力作業はブータン政府にて実施いただけるとの認識でよいか？	質問 7 番の回答を参照ください。
4 7	P23 '1.4.	「既存システムや共通機能の関連システムの仕様書を確認」と記載があるが、これらのドキュメントの言語は英語との認識で間違いないでしょうか？	英語で問題ございません。
4 8	P28～P32 成果3[実証] に係る活動 成果4[構築] に係る活動	[実証]および[構築]に係る活動で開発を行う試行版システムや本格開発で実装するシステムの言語は、現地語であるゾンカ語と英語の両言語対応となりますでしょうか？それともこれらの対応言語は、成果2[立案]に係る活動で決定することになりますでしょうか	ご理解の通り、対応言語は、成果2[立案]に係る活動で決定することになります。
4 9	P41 第2期3件の パイロット事 業について	第2期3件のパイロット事業について、DX Lab※の仕組みを活用することは可能か ※DX Lab・・・調達管理番号:22a00352 外部共創活用の取組	それぞれ異なる目的の契約であり、本契約で求めるパイロット事業自体にDXLab の仕組みを活用することは想定しておりません。一方で、本契約の実施を通じて、DXLab ないしそれに類似する JICA 支援枠組みを活用して、本契約で想定するパイロット事業以外で追加的に実証事業や民間企業等との連携を検討・実施することは妨げません。

5 0	P5 5. 競争 参加資格	共同企業体を結成する場合、代表者を除いて、構 成員となる社について、提出が必要な書類をご教 示ください。	<p>「プロポーザル作成ガイドライン」46～47 ページ及び競争参加資格確認申 請書の様式(以下の URL)を参照いただき必要書類を添付し、申請くださ い。共同企業体を結成する場合は、共同企業体全ての競争参加資格確認 申請書を共同企業体代表者がまとめて提出ください。</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/glkrjk0000006cf5-att/form_06.pdf</p> <p>【別添資料】 1. 全省庁統一資格申請結果通知書(写) 2. 財務諸表(決算が確定した過去3会計年 度分) 3. 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則 4. 競争参加者に係る親会社・子会 社等の資本関係等に係る関係図 5. 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株 数、持株比率 6. 競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴 7. 情報セキュリティに関する 資格・認証等(取得している場合)</p>
--------	------------------	--	--

以上